

ブラジル労働法 (下)

2014年7月1日

By Priscila Moreira

弁護士 (ブラジル連邦共和国)

Abe, Guimarães e Rocha Neto Advogados 法律事務所

 ABE, GUIMARÃES E ROCHA NETO
ADVOGADOS

<訳者> 富田 浩

弁護士 (日本・米国ニューヨーク州)

松田綜合法律事務所

ブラジル労働法の紹介・概説 (ブラジルにおける労働法総論、労働契約、基本的な権利、及び組合の権利等) を行った 2014 年 4 月 1 日付第一稿記事に引き続き、本第二稿ではブラジル労働法下における雇用契約の終了及び外国人雇用に関するトピックを概説していきます。

V. 雇用契約の終了

ブラジルでは通常無期雇用が原則となりますが、ブラジル労働法下ではいつでも理由なく労働者を解雇することができます。もっとも、その場合は労働者に対して一定期間をおいた事前通知 (少なくとも 30 日前になされる必要があり、さらに雇用年数に応じて 1 年当たり 3 日の事前通知期間が加算されます。) を行い、また、退職金の支払を行うことが必要となります。このように雇用者側には解雇について裁量が認められていますが、以下のような場合には一定の労働者に対する解雇が制限されています。

a. 内部事故防止委員会 (Internal Accident

Prevention Commission : CIPA) の組合リーダー及びメンバーについては、CIPA の特定の組合役員またはメンバーではなくなっから 1 年の間は理由なく解雇することができません。

- b. 妊娠中の労働者については、出産から 5 か月の間は理由なく解雇することができません。
- c. 事故援助金 (accident aid) を受領して休職中の労働者については、復職から 1 年の間は理由なく解雇することができません。

また、1943 年統合労働法 (Consolidation of Labor Laws of 1943) において網羅的に規定されている一定のケースにおいては、雇用者は以下の理由により労働者を解雇する権利があります。

- 違法行為を行ったこと
- 不正または自制を欠いた行為を行ったこと
- 雇用者の許可なく自己または他人の勘定を用いて競争行為または営業秘密の侵害となる事業・取引行為を行ったこと

他の諸権利・利益を想定したものではない点にご留意下さい。

下記の表は各種雇用終了事由毎に支払うべき金員を記載した簡易表です。なお、この表は労働者の

終了事由	未払給与	通知期間	賞与（13番目の給与）	割合休暇+1/3増し給与額	未消化休暇+1/3増し給与額	失業保証基金（FGTS）	FGTSの40%相当ペナルティ額
辞職（1年以下の契約）	○	×	○	×	○	○	×
辞職（1年超の契約）	○	×	○	○	○	○	×
解雇（理由なし：1年以下の契約）	○	○	○	×	○	○	○
解雇（理由なし：1年超の契約）	○	○	○	○	○	○	○
解雇（理由あり：1年以下の契約）	○	×	×	×	×	○	×
解雇（理由あり：1年超の契約）	○	×	×	○	×	○	×

VI. 外国人雇用

外国人を雇用しようとする会社はブラジル労働省に当該外国人にかかる就労ビザの申請を行わなければならない。就労ビザまたは雇用契約に基づいたビザはブラジルの会社が有償の労務提供を行うおうとする外国人を雇用する場合に必要となります。かかる点に関しては、3人以上の従業員を雇用している会社においてはそのうちの2/3以上がブラジル人従業員でなければならないという点に留意が必要です。

就労ビザの当初の有効期間は2年までとされています。



ブラジル・サンパウロ大学

ますが、(1) 2年間の延長または (2) 一時就労ビザから永住ビザへの変更があり得ます。なお、いずれの場合においても雇用契約は無期雇用となります。

以上

ブラジルにおいて労務提供が行われる外国人との雇用契約はブラジル法の規律を受けることとなります。雇用契約においては、ブラジル法規との関係でより労働者に有利となるような点についてのみ外国法に関連した条項（例えば、より長い休暇期間や多額の賞与の定め等）を定めることができます。

役員、取締役、アドミニストレーター（administrator：従業員の役職であり、通常は定款により選任される会社の代表者を指します。）を対象とするビザの場合、ビザ取得の要件として、ブラジルにおいて設立された会社は以下の最低額の投資／出資を受ける必要があると法律上定められています。

- 600,000 レアル（外国人一人あたり）
- 150,000 レアル+ビザ発行から2年以内に10人分のブラジル人労働者のための新しい雇用を創出すること（外国人一人あたり）

ブラジル在住の外国人は、ブラジル連邦憲法及び法律に基づき、ブラジル国民に保障されている全ての労働関係に関する権利を享受することができます。

なお、観光ビザ、乗継や一時ビザによるステータスを有するに過ぎない外国人や一時ビザ保有者の家族等については、稼働活動を行うことが禁止されている点に留意が必要です。

<著者紹介>

Priscila Moreira

弁護士（ブラジル連邦共和国）

Abe, Guimarães e Rocha Neto Advogados 法律事務所

Priscila Moreira氏は、Universidade Católica de Salvador (Catholic University of Salvador) を卒業し、Pontifícia Universidade Católica de São Paulo (Pontifical Catholic University of São Paulo - PUC/SP) にて労働法の専門学位を、また、Universidade de São Paulo (University of São Paulo - USP) にて労働法の修士号を取得している弁護士です。同氏は、労働法分野において経験を有し、司法・行政紛争案件に従事し、労働コンサルティングの分野において幅広い実績を有しています。

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の連絡先までご連絡ください。

Priscila Moreira

弁護士（ブラジル連邦共和国）

Abe, Guimarães e Rocha Neto Advogados 法律事務所

Rua Bela Cintra, 904 - 6o. andar, São Paulo, SP - 01415-000 - Brasil

Email: pmoreira@abe.adv.br

Tel: +55 11 3512 1311 /+55 11 3512 1300

富田 浩
弁護士（日本・米国ニューヨーク州）
松田綜合法律事務所

東京都千代田区大手町2丁目6番1号
朝日生命大手町ビル7階
Email: tomita@jmatsuda-law.com
Tel: 03-3272-0101

〒100-0004

この記事に記載されている情報は、依頼者及び関係当事者のための一般的な情報として作成されたものであり、教養及び参考情報の提供のみを目的とするものである。いかなる場合も当該情報について法律アドバイスとして依拠し又はそのように解釈してはならず、個別な事実関係に基づく具体的な法律アドバイスなしに行為してはならない。